

2015 第八回 台日原住民族研究論壇
日台原住民族研究フォーラム
8th Taiwan-Japan Forum on Aboriginal Studies

太魯閣族抗日戰爭史
Endaan tmgjijai 學術研討會
Truku ni Nihung

タロコ族対日戦争史(タロコ戦役)シンポジウム
Conference on History of the Truku-Japan War

論文發表 第8場次

大浜郁子

田代安定の台東調査にみるタロコ

(會議論文未經作者同意不得轉載引用)

田代安定の台東調査にみるタロコ

大浜郁子

国立琉球大学法文学部 准教授

【要旨】

田代安定は、台湾・台東調査を複数回行い、これらの調査報告書や調査日記類が「田代文庫」（台湾大学図書館特蔵室）に現存している。本報告では、田代による台東調査のうち、太魯閣に関わる報告書と調査日記を分析対象とし、明治期から大正期に実施されたタロコに関わる「原住民」調査の実態と政策形成の関連を明らかにしたい。

本研究は、今回の国際シンポジウムのテーマおよび論壇のテーマである「タロコ戦役史に関する学術研究」のタロコ戦役史の「前史」と位置づけられるものとする。

田代によるタロコの「原住民」調査記録は、たとえば、「臺東殖民地豫預察」がよく知られているが、同報告書の基となった一次史料である「臺東殖民地豫預察巡回日誌」が現存している。また、「臺灣東部調査日記」（1896年）、「臺灣島諸標本説明」（1896年）、「臺東生蕃事項」（1896年11月）、「臺東廳報告其他各書類参考用」（1898年、1899年）などが関連する一次史料である。これらの分析はこれまでほとんどなされておらず、本報告において、詳細を紹介するとともに、これらの分析により、田代のタロコ調査を通して、台湾総督府がどのようにタロコをはじめ、台東の「原住民」の実態を把握し、実際の原住民統治の政策立案に活用したのか、その一端を明らかにする。さらに、可能であれば、こうした調査および政策が、その後の理蕃政策の一環としてのタロコ戦役につながる過程についても展望したい。

キーワード：台東調査

在田代安定的台東調查所見的太魯閣

大浜郁子

國立琉球大學法文學部 准教授

【摘要】

田代安定數次進行台灣、台東調查，這些調查報告書、調查日記類等資料現存於「田代文庫」（台灣大學圖書館特藏室）。本報告是以田代在台東調查當時，有關太魯閣的報告書與調查日記作為分析對象，試圖釐清從明治到大正時代所實施與太魯閣相關的「原住民」調查實際情況與政策形成之間的關聯。

筆者認為本研究，在作為這次國際會議與論壇主題的「關於太魯閣戰役史的學術研究」上，可定位為太魯閣戰役史「前史」此一位置上。

由田代做的太魯閣「原住民」調查記錄，例如「臺東殖民地豫預察」，雖為人所知，但作為上述報告書基礎的第一手史料「臺東殖民地豫預察巡回日誌」現仍留存著。又，「臺灣東部調查日記」（1896年）、「臺灣島諸標本說明」（1896年）、「臺東生蕃事項」（1896年11月）、「臺東廳報告其他各書類參考用」（1898年、1899年）等都是有關連的第一手史料。過去幾乎沒做過這些材料的分析，在本報告中，介紹其詳細內容的同時，也將根據分析這些材料，透過田代的太魯閣調查，闡明台灣總督府是如何以太魯閣為首，掌握台東「原住民」的實際情況，而活用在制訂實際的原住民統治政策上的一個面向。更進一步，可能的話，這樣的調查與政策，涉及後來作為理蕃政策一環、導致太魯閣戰役發生的過程，也要在本文中提及。

關鍵詞：台東調查

（譯者：廖彥琦）

はじめに

課題の設置

田代安定の台東調査を通して、日本植民地統治の最初期に実施されたタロコに関わる「原住民」調査の実態と政策形成の関連が明らかになるのではないかと。

- (1) 田代安定『臺東植民地豫察報文』（台湾総督府民政部殖産課、1900年）と、一次史料「臺東植民地豫察巡回日誌」のタロコに関する分析
→ タコロを含む台東地域の「原住民」調査と移殖民の政策形成
- (2) 田代安定「臺東生蕃事項」（1896年11月）の分析
→ 尋問調書と応答にみる当時の日本側当局とタロコの関係の実態

田代 ^{やすさだ}安定 (1857-1928) :

1857年（安政4）鹿児島加治屋町に藩士の子として生まれ、柴田塾で仏語や博物学を学んだ後、1874年（明治7）に上京して内務省雇となる。後に一時帰郷して鹿児島県勸業課陸産掛となり、1882年（明治15）に農商務省からキナ樹試植の命を受けて沖縄調査を行う（この時の調査報告書が「沖縄県下先島廻覧意見」）。1884年にはロシアで開催された万国園芸博覧会に派遣され、さらにカール・ヨハン・マシモウィッチ教授（植物学）の下で熱帯植物の研究に従事した（この時期に田代はロシアの植物学の学士会会友証状を受け、ロシア皇帝から勲章を受章している）。1885年ロシアから帰国の途次、フランスの「マジコ」（宮古島）占領計画の情報に接して「海防着手急務ノ建議書」を政府に提出した。この建議が受け入れられ、同年7月に八重山出張を命じられた。1887年にも八重山諸島の「旧慣」などを調査し、「八重山群島急務意見書」や「八重山群島物産繁殖ノ目途」等の意見書を提出して、八重山統治の改善を訴えたが受け入れられず、農商務省を辞職した。3度目の八重山調査時の人類学的調査記録は田代の死後、『沖縄結繩考』（長谷部言人校訂）として公刊されている。

1895年には台湾へ渡って台湾総督府嘱託となり、30年余滞在することとなるⁱ。田代は、植物学調査をはじめ、漢族や「原住民」に関する広範な「旧慣」調査を行い、膨大な量の復命書や意見書、手稿類を残したⁱⁱ。これらの膨大な資料群は、現在、「田代文庫」ⁱⁱⁱとして台湾大学特蔵室に現存する。

1. 田代安定による「旧慣」調査としての台東調査

(1) 田代の第1回台東調査

第1回 1896年（明治29）8月17日～12月20日^{iv}

→ 伊能嘉矩の「原住民」調査に先行^v。台湾「原住民」研究の嚆矢？
田代は1895年（明治28）にすでに台東調査の報告書を樺山資紀総督へ提出^{vi}。

(2) 田代の第1回台東調査に関する主な報告書・手稿類

- ① 田代安定『臺東殖民地豫察報文』（台湾総督府民政部殖産課、1900）
田代安定「臺東殖民地豫預察巡回日誌」（推定1896年）
- ② 田代安定「臺灣東部調査日記」（1896年）
- ③ 田代安定「臺灣島諸標本説明」（1896年）
- ④ 田代安定「臺東生蕃事項」（1896年11月）
- ⑤ 田代安定「臺東廳報告其他各書類参考用」（1898年、1899年）

→ 台東地域の「原住民」居住地域の（漢族を含む）人口・戸口調査をはじめとする人種分類、地理、農漁業畜産などの現業、そして、「殖民」の目途に至る詳細な調査記録

2. 田代安定「臺東生蕃事項」（1896年11月）の分析

(1) タロコへの「尋問」内容

→ 「開闢時之口碑」・「台湾曆と祭」・「公會所」・「埋葬」・「神靈觀念」・「黥」など12項目にわたる、いわゆる「旧慣」調査

(2) タロコからの応答

→ 12項目への回答と、13項目に「出草」に関する回答や他の「原住民」との相違点についても回答

- ・同事項は、田代の「臺東殖民地豫察巡回日誌」に記載
— 立案と実施
- ・台東「原住民」調査では共通した「尋問」項目
— 調査基準の安定性

3. 台東「原住民」居住地域への移殖民

(1) 田代による卑南・奇來地域への監督官庁設置の建議^{vii}

→ 田代は、台南の平定後は、その背後に位置づく卑南・奇來の統治

強化のための監督官庁の必要性を強調：「撫墾署」の設置へ

- (2) 田代による現地住民の把握と移殖民の奨励（戸籍・族籍の調査）
→ 田代は、台東「原住民」居住地域の「族籍調ト其方向鎮定上ニ全カヲ注」ぐとともに日本人の移殖民を奨励：花蓮附近に日本人村建設へ

結びにかえて

- (1) 田代によるタロコの「旧慣」調査と「原住民」統治政策の形成
→ タロコを含む台東「原住民」居住地域の開拓を実現可能と判断
- (2) 田代の調査に基づく台東「原住民」居住地域への移殖民政策
→ 1910年代の台湾総督府による花蓮地域への官営移民事業を展開（吉野村・豊田村・林田村などの日本人移民村）^{viii}

今後の展望

- ・「タロコ戦役史」の「前史」としての田代の台東調査
→ 田代によるタロコの「旧慣」調査とその理蕃政策への影響
- ・田代の「旧慣」調査と沖縄と台湾における移殖民政策の共通性
→ 田代の建議にみる沖縄・八重山地域と台湾・「原住民」居住地域への移殖民の奨励

【史料1】臺東殖民地豫察報文^{ix}

明治33年3月

[本文] 臺東殖民地豫察報文緒言

本冊ハ明治二十九年八月ヨリ十二月ニ至ル間臺東地方ヲ經歷シ其殖民用地トシテ果テ如何ナル性質ノ土疆ナルヤ將タ如何ナル方針經營ヲ以テ之ニ對スヘキヤノ點ニ就テ檢覈ヲ遂ケシモノニシテ即當時ノ豫察所見・ナリ只恨ラクハ其調査範圍ニ制限アリテ全般ノ事項ヲ包括歴叙スル能ハサリシヲ便チ經歷ノ主旨豫察ニ屬スルヲ以テ實行準備ノ點ニマテ深ク闖入算劃スルニ由ナカリシナリ然トモ豫察ノ事タル其責亦固ヨリ輕ニアラス凡一地方ノ業務目途ヲ制定スルニハ豫察ノ際夙ニ將來ヲ占考シ廣ク諸國ノ例ヲ参照シ大體ノ基礎ハ其機ニ於テ劃定シ置カサルヲ得ス依テ當時竊ニ謂ラク普通一般ノ例ニ從ヒ其地性水利里程草木物産等凡テ實況ノミヲ尋檢一過シ以テ復命ノ形式ヲ了スルハ事順ニ似テ實ハ吾人ノ新版籍ニ對スル眞義務ニ適フモノニアラス若カス寧ロ其裏面ノ真相偵察ニ注目シ專ラ將來ニ對スル道ヲ攻究審査シ以テ此任務ニ酬ヒンニハ便チ事ノ僭越ニ亘ルモノ、譴咎等ヲ區々顧慮スヘキノ時機

ニアラスト決心シ孜々汲々塊然自己ノ所見ヲ綴述セシモノ即此報文ト爲レリ……

夫レ本島ノ東海岸ハ僅ニ宜蘭ノ一部分ヲ除クノ外恰モ臺灣中ノ第二臺灣ヲ產生スヘキ元素ヲ包有シ將來ノ利害相關スルモノ實ニ著大ナリトス其疆土空曠所謂蠻獠雜處ノ郷猶半ハニ居リ之カ開發亦異常手段ニ據ラサルヲ得ス嘗テ土人ニ聞ク曩ニ日本兵ヲ起シ恒春牡丹社ヲ夷クルヤ當時ノ撫臺諸有司深ク考慮スル所アリ即其翌年臺灣南路駐軍統領吳光亮北路統領羅大春共ニ兵數千ヲ帶シテ後山ニ入り臺東鎮撫開發ノ端緒ヲ闡ク吳統領南ヨリ中央山脈ヲ横斷シ路ヲ中ルノ荊棘ヲ披クヤ生蕃其武威ニ畏懼シ社ヲ連テ降り羅統領南灣ノ險嶺ヲ越ヘ奇來ニ新路ヲ穿通スルヤ大魯閣、加禮宛ノ諸蕃南勢阿眉蕃ト黨ヲ連テ抗敵ス官兵討テ之ヲ夷ク加禮宛四散シ復タ兇頑ヲ逞フスルヲ得ス是ニ於テ臺東直隸州ヲ置キ移民業ヲ督励シ拓殖ノ擴張ヲ圖ル後ノ知州歐陽駿大港口ニ主力ヲ注キ水尾平野ニ州廳ヲ移シ大ニ企圖スル所アリシモ光緒十三年(明治二十年)中道ニシテ病没シ復タ其志ヲ繼ク者ナシ是ヲ以テ景觀舊ニ依テ空曠ニ委スルノ日我カ帝国ノ版圖ニ歸セシト云回顧スレハ是明治二十年以前ノ事ナリ吳ト云ヒ歐ト云ヒ當時ノ人トシテハ其規模亦壯ト謂ヘシ臺東經歷ノ際之ヲ聞ク毎ニ未タ曾テ赧然謔嗟セサルハアラサルナリ

……

本島領有ノ初歲明治二十八年八月臺東ニ關スル所見ヲ綴・シ同年十二月コレヲ總督ニ提出ス乃其旨ニ今ヤ臺南漸ク平定ニ就ク其後背面タル卑南奇來地方ニ至急兵營ト行政廳ノ設置アランコトヲ切述セリ而シテ路悠遠ニシテ空ク廢紙ニ委ス又其一節ニ曰抑普通一般ノ見解ヲ以テハ新舊臺灣地圖中ニ生蕃地ナル界境ヲ劃シアル部分ハ総テ生蕃人ノ住棲區域ノ如ク偏信スル者アルヘシト雖其中ニハ既已ニ曠野開ケ若干ノ清國人民各所ニ村落ヲ構ヘ若干ノ歸化蕃人ト混在シ市街等開ケ居ル地方アルコト敢テ冗辯ヲ俟タスシテ明カナリ殊ニ卑南奇來ノ兩地方ヲ然リトス日本戰捷後歐人ノ意向及清國人ノ舉動大ニ省顧スヘキモノアリ一念此ニ及フ毎ニ地圖ヲ繙ケハ本島ノ東南海岸一帶空曠トシテ尚蕃地界線内ニ属シ宜蘭ノ南端蘇灣ヨリ恒春ニ至ル百里ノ長海空シク蠻煙ニ委スト即是明治二十八年十二月ノコトナリ當時ノ人相見ヲ以テ架空無根ノ妄説ト為ス而シテ今日ニ於テハ便チ尋常一樣ノコトニシテ三尺ノ兒童モ猶知ル者ハ知ルトコロナリ今本冊報文中述ル所ノ諸事亦二十八年ノ説ト同様或ハ衆ヲ強ユルノ空想タル見解ヲ下ス者アルヲ免レサルヘシ而シテ今ヨリ後四五年ヲ經ルニ至テハ衆人普通ノ説ニ化セン嗟乎氣運ノ消長猶環ノ端ナキカ如シ茲ニ舊稿ヲ繙クニ當リ百感攢集慙然久焉

出典：『臺東殖民地豫察報文』台灣總督府民

政部殖產課、1900年刊、(內閣文庫藏)

【史料2】台東生番事項（明治29年11月）^x

[本文] 大魯閣生番尋問事項

明治二十九年十一月

田代安定提題

- 第一條 大魯閣生番社太古開闢時之口碑如何
▪ 祖宗姓名、祖宗原始自何處落移來乎
其口碑有甚麼講話乎
- 第二條 以台灣曆何月何日、祭你們祖宗乎又此祭祀名叫甚麼又此祭式於何月施行乎
又祭神詞甚麼意義要聞其意譯
- 第三條 以台灣曆何月、爲你們年初正月乎此年初日之祭祀段飾等如何
- 第四條 各社頭人古來以血統、世々繼續乎或以社民投票撰舉頭人乎如何又副頭人撰舉法如何
- 第五條 各社公會所有否、倘有公會所其番名叫甚麼又其組織如何乃有無妻者寢睡於此處習慣否
- 第六條 大魯閣番自小兒至老年、有幾等稱呼乎猶例阿眉番上均、中均、正均之類也。
又卑南番有數多年別號名、大魯閣番此年別稱號番名叫甚麼
- 第七條 社中有死人埋葬之時、其死人之頭向何方位而埋屍乎又死人魂向何處歸休之事甚麼思想乎
- 第八條 你們以日月雷電▪蒼天、思意甚麼物體乎乃以日月思意神靈乎又天界必有神靈乎又樹林有神靈乎都是對神靈觀念如何
- 第九條 社中刑罰方法如何你們以爲犯罪者、約有我等

第十條 男女相結婚以甚麼方法定之乎
乃婚嫁時女子辭自家去夫家乎或男子
去自家入其妻家乎・送迎品男女用甚
麼物件乎

第十一條 男子顏面施黥文其年歲固有定規乎
又爲此黥文甚麼意想女子黥文亦
年歲有定規乎既婚者未婚者黥文自
有分別乎又鑿齒有定規乎且甚麼意想
此黥文染料甚麼木汁乎

第十二條 石器或獸骨使用之習慣古來有否又
磨木枝發火之法古來有乎

第十三條
[改頁]

大魯閣生番尋問事項質疑

田代安定錄

第一條 大魯閣生番原自埔裏社移住此地云々、願要聞
其來歷之詳細、若更就老番人質之則或得
其口碑之詳細乎

敢問所謂此大魯閣各社、始初自雲林斗六門
荒埔經內山至此後山云々之口碑、無之乎如何

第六條 大魯閣番無上均、中均之別云々更問然則
男女自約何歲至何歲間屬小兒何歲間屬童兒、
何歲間屬丁年何歲間屬老人之習慣必應
之、其等別名稱番語叫甚麼

第七條 這社番人無魂魄歸休之意想云々
願更要聞老番之說話、必應有於死者
亡鬼觀念、又伊們自應有亡鬼歸休之
方位、即卑南番則以南天爲其冥土、故
死者必南面而埋葬之、又阿眉番則以此
天爲其祖國故死者必北面而埋之云、因思
大魯閣番必應有死者向面之方位

第九條 所姦淫之人必令彼二人結髮爲夫婦云々
是非未婚男女相姦通之謂乎果然則是
各國青年者殆普通一般之常習而敢不
足恠也今我所欲問則有夫姦。有妻姦者
之處罰法也、何者蕃人往々對姦夫姦婦

有奇異之處罰法是所以我尋問也

其他處罰品類有幾等

- 第十條 大魯閣蕃結婚之法、惟以父母言爲定之、其父母已言定則行婚式云々、是各国人類普通一般之結婚法也我猶疑焉
台湾島生蕃人結婚法、多是自由結婚也
乃幼年男女相親愛互通情意、其情交最密者相約以偕老同穴之事、而各自撰定夫妻、契約既熟之日初告父母、以舉婚式之我所見聞也大魯閣番亦便如此乎如何
- 第十一條 大魯閣番其黥色即以人染青布之色以黥之也云々一條文章意義我不曉得焉
敢問以何物汁、染黥文乎乃用煤烟乎用木汁乎其染料甚麼物品
- 第十二條 該番人少有使用石器云々、其石器約有我等、乃此石器者農具乎武器乎又搗米器乎
我要聞知其石器類、獸骨亦然
- 第十三條 山番人、出草殺人之台湾島以外各国生番人普通一般之習慣而我固不恠焉
只言台湾島生番人多殺人而頭骨貯藏以多者爲勇者、又聞凡青年男子殺人不多則女子愧爲其妻、又社中祭時陳列首級人骨以壯宴席云々
大魯閣番古來時々殺人蒐集其首級是抑因伊們天性之嗜好乎、如加禮宛、如木瓜番、原有宿怨、便爲報讐然乎伊們雖番人自有智識、我思必應有其殺人之理由
我欲聞其伊們實情。 [止]

出典：「田代文庫」（台湾大学蔵）、請求番号 T051

-
- i 大浜郁子「田代安定はなぜ沖縄から台湾へ異動したのか—田代による「旧慣」調査の前提作業として—」、『第七屆臺灣總督府檔案學術研討會論文集』、台湾・国史館台湾文献館、2013年5月。
- ii 履歴書（田代自筆）、「公文録」、「任免裁可書」、「台湾總督府公文類纂」の公文書、伝記である永山規矩雄『田代安定翁』（1930年）等より作成した。
- iii 現在、台湾関係資料を中心に一部がデジタル資料として同館HP上で公開されている（「田代文庫」<http://tulips.ntu.edu.tw:1081/screens/cg.html#>）。
- iv 田代安定『臺東殖民地豫察報文』（1900年）の「緒言」、参照。
- v 伊能嘉矩による台湾全島一周の「原住民」調査は、1897（明治30）年5月23日～12月1日にかけてであり、同調査記録は、伊能嘉矩・栗野伝之丞編『台湾蕃人事情』（台湾總督府民政部文書課）として1900年に公刊されている。
- vi 田代によれば、台湾領有直後、1895年（明治28）12月に、樺山初代台湾總督へ台東調査の報告を提出したが、その内容は顧みられることがなかったという（前掲、「緒言」）。
- vii 筆者による第七屆台日原住民研究論壇における報告（台風による遅延のため代読報告）「台湾・東南地域の「原住民」統治と沖縄・八重山統治の比較研究—田代安定の「旧慣」調査に基づく政策形成を軸に—」の報告レジュメおよび配布資料、参照。
- viii 張素玢『台湾的日本農業移民（1905-1945）—以官營移民爲中心—』（国史館、2001年）。
- ix 本稿では、史料引用に際し、適宜句読点を付し、補足説明には〔 〕を使用した。引用文中の下線は報告者によるものである。また、原文には現在では不適切な表現も含まれるが、歴史的な用語としてそのまま引用した。
- x 「台湾總督府民政局」朱罫紙。全6丁。

【付記】本稿は、科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）基盤研究C「近代日本による沖縄と台湾の「旧慣」調査と統治政策の形成—田代安定関係資料を中心に」課題番号2637098（研究代表者 大浜郁子）による研究成果の一部である。

[本稿は、未定稿であるため、無断引用を禁じる]